

佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金のご案内

1. 制度の目的

住宅を標的とした強盗事件や悪質商法により日常生活が不安になり住宅の防犯意識が向上していることから、犯罪の抑止策として、敷地内に設置する家庭用の防犯設備費用の一部を補助することにより、安心して生活できる環境の一助とする制度です。

2. 制度の概要

補助対象設備

補助対象となる防犯設備は、戸建て住宅の敷地内に設置する屋外用防犯カメラ（録画機能付きドアホンを除く）及び人感センサーライトとし、機器等購入費及び取付け設置費を補助します。

ただし、次の経費は補助対象外です。

- ① 防犯カメラが録画した映像データを保存するためのスマートフォン、タブレット及びパソコンを購入する経費
- ② 防犯カメラや人感センサーライトを設置するための既存設備の撤去又は移設に係る費用
- ③ 防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費
- ④ 購入に要した交通費及び商品送料

申請期間

〇令和7年7月1日(火)から令和8年1月30日(金) 必着

〇予算に達した場合は受付終了します。

補助額

〇補助対象額の2分の1以内で、1,000円未満の端数は除きます。

上限は2万円です

＜計算例＞

防犯カメラ 1台 防犯カメラ用SDカード 1個 人感センサーライト 1個
設置工事費 一式 合計 44,000円
 $44,000 \text{円} \times 1/2 = 22,000 \text{円}$ 上限2万円なので、補助金額は2万円。

補助対象者

補助対象者は、次の①～④すべてに該当する者です。

- ① 市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている者
- ② 自らが居住するため一戸建て住宅（事務所、店舗その他これに類する用途の家屋を含む）に防犯を目的とした防犯カメラや人感センサーライトを設置する者であること（共同住宅を除く）
※借家の場合は、住宅所有者の同意が必要です
- ③ 申請者世帯全員が市税を滞納していないこと
- ④ 申請者世帯全員が、佐倉市暴力団排除条例に基づく暴力団員等でないこと

Q & A

Q-1 購入したのが7月より前です。設置は7月です。対象になりますか？

A-1 補助対象になりません。

Q-2 どこで買えばいいですか？

A-2 業者指定、制限はありません。

お近くの電器店やホームセンター等でご購入ください。

Q-3 いくつまで買えますか？

A-3 購入にあたり、台数制限はありません。

しかし、上限は2万円ですのでご注意ください。

Q-4 購入する際、クーポン使用分は購入費用に含まれますか？

A-4 含まれません。クーポン使用等で割引がある場合、割引後の支払金額が購入費用に含まれます。

Q-5 防犯カメラと人感センサーライトを別日に購入しました。

申請できますか？

A-5 申請できます。

ただし、補助金申請は1度限りのため、人感センサーライトとカメラの設置が終わりましたら併せて申請してください。

別記

様式第1号（第7条関係）

記入例

佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書 兼実績報告書兼請求書

令和 ○年 ○月 ○日

（宛先）佐倉市長

申請者 住 所 佐倉市海隣寺町97番地

氏 名 佐倉 太郎

電話番号 043-484-1111

佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。また、交付を決定された際は、交付決定額を下記の補助金振込先に入金するよう請求します。

記

住宅の所在地	佐倉市海隣寺町97番地	
補助を申請する事業	防犯カメラ 2台	人感センサーライト 2台
住宅の所有者	持家・借家 氏名 佐倉 太郎	
住宅の形態	専用住宅・併用住宅（事務所、店舗等）	
工事完了年月日	令和○年 ○月 ○日	
購入（工事）金額	44,220円	
申請（請求）金額	20,000円	

補助金振込先

金融機関名・支店名	〇〇銀行△△支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	●●●●●●●●
口座名義人（フリガナ）	サクラ タロウ
口座名義人	佐倉 太郎

添付書類

- ☒ 防犯カメラ等の設置に係る領収書及び内訳の分かる明細等
- ☒ 防犯カメラ等の概要等が分かるカタログ等
- ☒ 防犯カメラ等の設置後の写真
- ☒ 防犯カメラ等を設置する住宅の全体写真
- ☒ 同意書兼誓約書（別記様式第2号）
- ☒ 防犯カメラ等の設置に係る住宅所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は不要）（別記様式第3号）
- ☒ 申請者の本人確認書類の写し
- ☒ 補助金の振込先口座が確認できるものの写し
- ☒ その他市長が必要と認める書類

3. 補助金の交付申請における注意事項

- 令和7年7月1日以降の補助対象商品の購入及び設置完了後、申請してください
- 申請は住宅1棟に対して、1回限りです。複数の防犯設備を設置しようとする場合、全ての設置が完了してから申請してください
- 申請前に**必ず**HP もご確認いただき、ご不明点は**申請前**にお問合せください。

【申請時に提出していただく書類】《紙提出の場合》

- ① 佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号）
- ② 防犯カメラ等の設置に係る領収書及び内訳の分かる明細等
- ③ 防犯カメラ等の概要が分かるカタログや取扱説明書、製品 HP 等（製品のサイズ及び機能が記載されている部分）
- ④ 防犯カメラ等の設置後の写真
- ⑤ 防犯カメラ等を設置する住宅の全体写真（設置前、後どちらでも可）
- ⑥ 同意書兼誓約書（別記様式第2号）
- ⑦ 申請者が防犯カメラ等を設置する住宅の所有者でない場合は、防犯カメラ等の設置に係る住宅所有者の同意書（別記様式第3号）
- ⑧ 申請者の本人確認書類の写し
- ⑨ 補助金の振込先口座が確認できるものの写し
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

【提出先】（郵送可）

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地 佐倉市役所危機管理課

※オンライン申請も可能です。

詳細は、右の QR コードもしくは下記 URL (市ホームページ) をご覧ください。

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/kikikanrika/227/20501.html>



申請内容を精査し、佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第4号）により、交付（不交付）を通知します。交付決定通知では、申請書に記載された振込口座へ補助金を振込みます。

※申請から振込まで、2か月程度かかる場合があります。

お問い合わせ先
危機管理課 防犯・安全安心対策班
電話 043-484-6161